問い合わせ先
警備救難部救難課
課長補佐　池田　聡　(救助、人身事故担当)
昼間　03-3591-6361(内線5901)
直通　03-3581-2828
交通部企画課企画調査室
主任企画調査官　原田　樹佳(船舶海難担当)
昼間　03-3591-6361(内線6202)
直通　03-3591-5650

平成20年1月10日
海　上　保　安　庁

平成19年の海難及び人身事故の発生と救助状況等について(速報値)

～海難及び人身事故による死者・行方不明者数大幅減少、過去 10 年で最少～

１．海難の発生状況(資料〔1〕、〔3〕参照)

(1)　平成19年の海難船舶隻数は2,575隻で平成18年に比べ31隻増加。

(2)　海難による死者・行方不明者数は87人で平成18年に比べ21人減少。

(3)　平成18年と比べて死者・行方不明者数が大幅に減少した海難を用途別にみると、漁船（9人減)、遊漁船（6人減)。

２．人身事故の発生状況(資料〔1〕、〔7〕参照)

(1)　平成19年の人身事故者数は2,943人で平成18年に比べ6人増加。

(2)　人身事故による死者・行方不明者数は1,291人で平成18年に比べ126人減少。

(3)　平成18年と比べて死者・行方不明者数が大幅に減少した事故は、船舶からの海中転落(43人減)、海浜における海中転落(41人減)及び自殺(27人減)。

３．ライフジャケットの着用状況(資料〔10〕、〔11〕参照)

(1) 平成19年の船舶からの海中転落者におけるライフジャケット着用率は52%で平成18年に比べ、9ポイント上昇。

(2) 平成18年と比べてライフジャケット着用率が大幅に増加している船種は、プレジャーボートと一般船舶（11ポイント上昇)。

1　海難の発生状況

(1) 用途別海難船舶隻数(資料〔1〕、〔2〕参照)

海難船舶隻数は2,575隻で、平成18年より31隻増加しました。

用途別に見ると、プレジャーボートの海難が947隻(95隻増)と最も多く、次いで漁船の795隻(97隻減)、貨物船の358隻(12隻増)、その他の一般船舶195隻(6隻増)、タンカー120隻(14隻増)、遊漁船79隻(14隻減)、旅客船81隻(15隻増)となっています。

(2) 海難による死者・行方不明者数(資料〔3〕、〔4〕参照)

海難による死者・行方不明者数は87人で、平成18年より21人減少しています。これを用途別に見ると、漁船が50人(9人減)、次いでプレジャーボート 22人(2人減)、貨物船11人(3人減)、遊漁船3人(6人減)、旅客船1人(±0人)となっています。

※(　)は平成18年との比較

※プレジャーボート：スポーツ又はレクリエーションに用いられるモーターボート、ヨット等

※その他の一般船舶：作業船、曳船、押船、台船、はしけ、クレーン船等

2　海難船舶の救助状況

(1) 船舶の救助状況(資料〔5〕参照)

平成19年に救助された海難船舶隻数は1,459隻で、平成18年に比べ55隻増加しています。救助率は、ここ数年80%台で推移しており、平成19年は88%です。

※救助率＝{救助された海難船舶隻数／(海難船舶隻数－自力入港隻数)}×100(%)

(2) 乗船者の救助状況(資料〔6〕参照)

平成19年に救助された海難船舶の乗船者数は5,224人で、平成18年に比べ425人増加しています。救助率は、ここ数年90%台で推移しており、平成19年は98%です。

※救助率＝{救助された海難船舶乗船者数／(海難船舶乗船者数－自力救助の乗船者数)}×100(%)

(3) 118 番による海難の通報状況

海難において、118番により第一報を入手した事故は、1,025隻で全体の40%（平成18年38%）です。

また、118番から第一報を入手した事故のうち、携帯電話を使用した通報は、海難船舶1,025隻中795隻（78%）です。

3　人身事故の発生状況

(1) 海難によらない乗船者の人身事故(資料〔3〕、〔7〕参照)

海難によらない乗船者の人身事故者数は976人で、平成18年に比べ5人増加しました。このうち死者・行方不明者数は237人で、平成18年に比べ61人減少しています。

事故内容別に見ると、負傷が460人(25人増)と最も多く、このうち死者・行方不明者は27人（9人減)、次いで病気が249人(6人増)、このうち死者・行方不明者は64人(4人減)、海中転落が199人（18人減)、このうち死者・行方不明者110人(43人減）となっています。

(2) 海浜事故(資料〔3〕、〔7〕参照)

イ　マリンレジャーに伴う海浜事故

マリンレジャーに伴う海浜事故者数は924人で、平成18年に比べ43人増加しました。このうち死者・行方不明者数は320人で、平成18年に比べ2人増加しています。

事故内容別に見ると、遊泳中が332人(3人増）と最も多く、このうち死者・行方不明者は127人(10人減)、次いで釣り中が278人(5人増)、このうち死者・行方不明者は113人(7人増）となっています。

ロ　マリンレジャー以外の海浜事故

自殺や潜水作業中の事故といったマリンレジャー以外の海浜事故者数は1043人で,平成18年に比べ42人減少しています。このうち死者・行方不明者数は734人で、平成18年に比べ67人減少しています。

事故内容別に見ると、自殺が644人(4人減)で、このうち死者・行方不明者は510人(27人減)、次いで岸壁などからの海中転落が304人(35人減)で、このうち死者・行方不明者は167人(41人減)となっています。

※(　)は平成18年との比較

※マリンレジャー：海水浴、釣り、潮干狩、サーフィン、ボードセーリング、スキューバダイビング等

4　人身事故の救助状況

(1) 海難によらない乗船者の人身事故の救助状況(資料〔8〕参照)

平成19年に救助された海難によらない乗船者の人身事故者数は377人で、平成18年に比べ18人増加しました。救助率は、ここ数年50%台で推移しており、平成19年は61%であり過去10年で最高でした。

※救助率＝{救助された乗船者の事故者数／(乗船者の事故者数－自力救助の事故者数)}×100(%)

(2) 海浜事故の救助状況(資料〔9〕参照)

平成19年に救助された海浜事故者数は775人で、平成18年に比べ72人増加しま

した。救助率は、ここ数年40%前後で推移していましたが、平成19年は42%で過去10年で最高でした。

※救助率＝{救助された海浜事故者数／(海浜事故者数－自力救助の事故者数)}×100(%)

(3) 118番による人身事故の通報状況

人身事故において、118番により第一報を入手した事故は、575人で全体の20%（平成18年18%）となっています。

また、118番から第一報を入手した事故のうち、携帯電話を使用した通報は、575人中334人（58%）となっています。

5　ライフジャケットの着用状況

(1)　海中転落者のライフジャケット着用率(資料〔10〕参照)

平成19年船舶からの海中転落者におけるライフジャケット着用率は52%で、海中転落者801人中419人がライフジャケットを着用していました。着用率は平成18年に比べ9ポイント上昇し、２年連続で増加しています。

※平成17年の同着用率は38%

(2)　船種別のライフジャケット着用率(資料〔11〕参照)

平成19年船舶からの海中転落における船種別によるライフジャケット着用率は、プレジャーボートが最も高く66%で平成18年に比べ11ポイント上昇し、次いで一般船舶が57%で11ポイント上昇、漁船が31%で3ポイント上昇しています。

(3)　船舶からの海中転落者ライフジャケット着用、非着用による生存率は次表のとおりです。

	ライフジャケット着用			ライフジャケット非着用		
	事故者数	うち死者・行方不明者数	生存率(%)	事故者数	うち死者・行方不明者数	生存率(%)
船舶からの海中転落者	419	38	91%	382	145	62%

ライフジャケットの着用、非着用による生存率は、船舶からの海中転落者のうち、ライフジャケット着用者の生存率が91%であるのに対し、非着用者の生存率は62%となっており、ライフジャケットの着用が生存率の向上に寄与していると考えられます。

※生存率＝{(事故者数－死者・行方不明者数)／事故者数}×100(%)

6　昨年発生した主な海難及び自己救命策が活用された事例

平成19年に発生した主要な海難の概要及び、自己救命策が有効に活用され事故者の救助に結びついた事例は資料〔12〕〔13〕のとおりとなっています。

〔1〕 船舶海難及び人身事故の推移

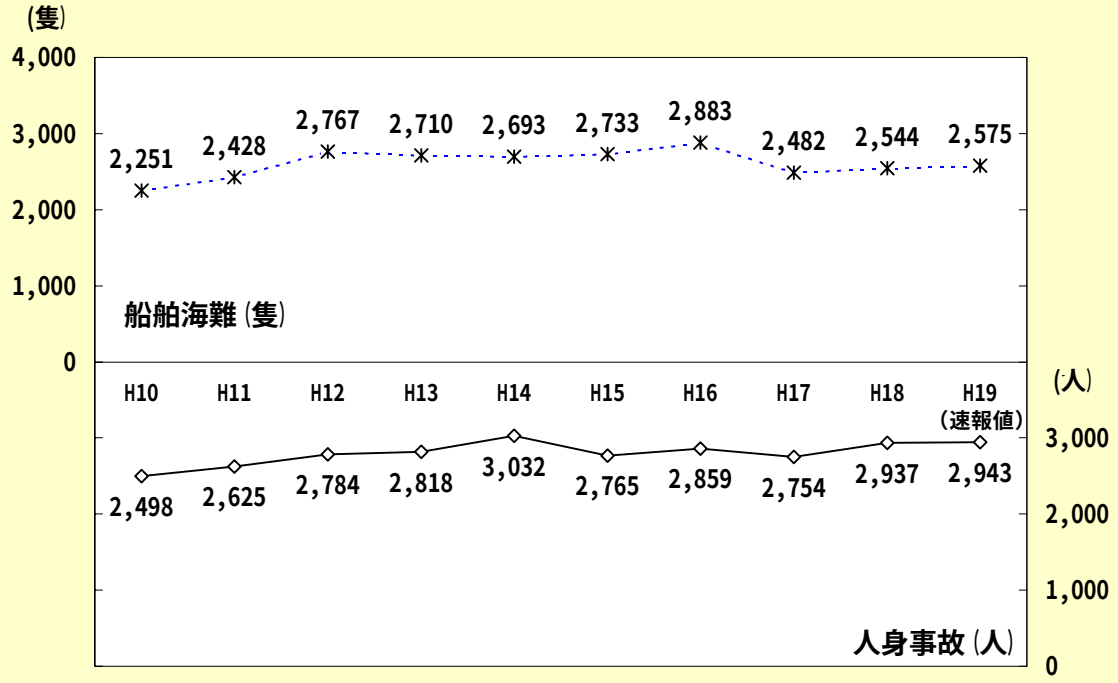

〔2〕 用途別海難船舶の推移

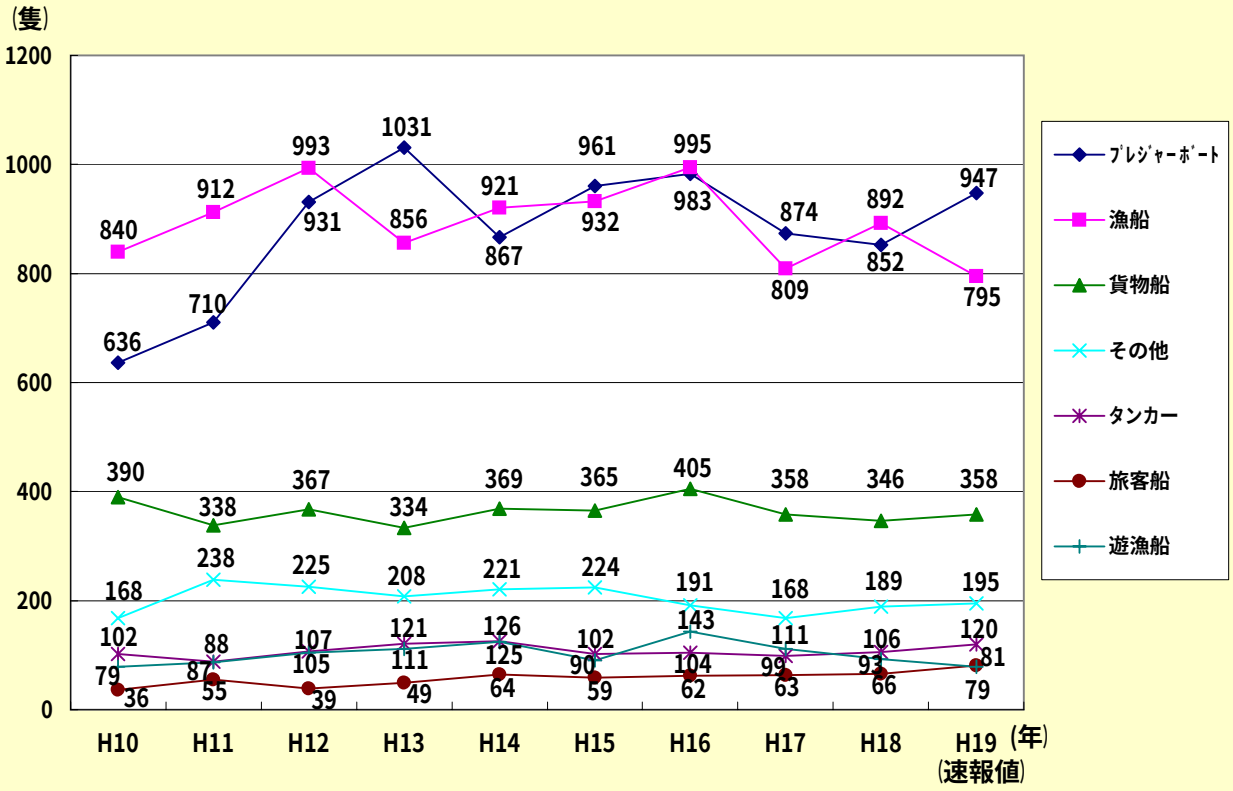

〔3〕　海難及び人身事故による死者・行方不明者の推移

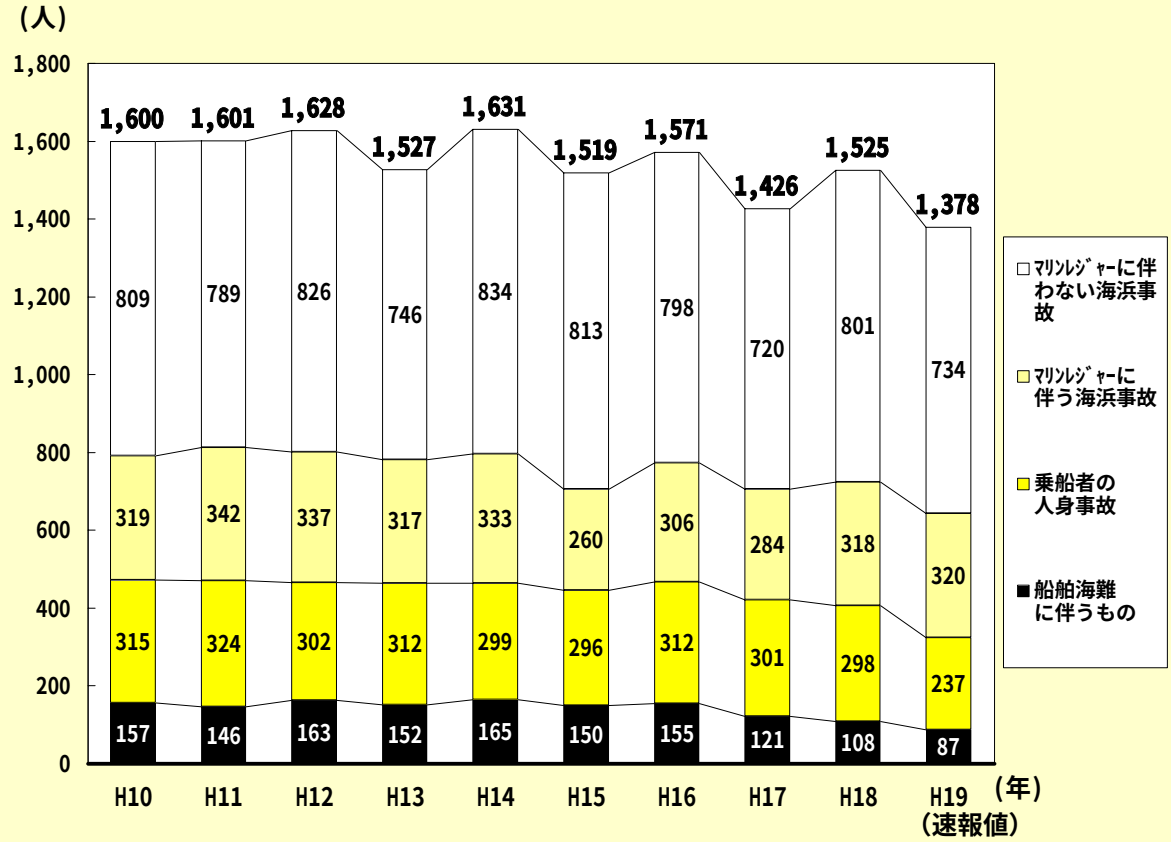

〔4〕　船舶海難による用途別死者･行方不明者数の推移

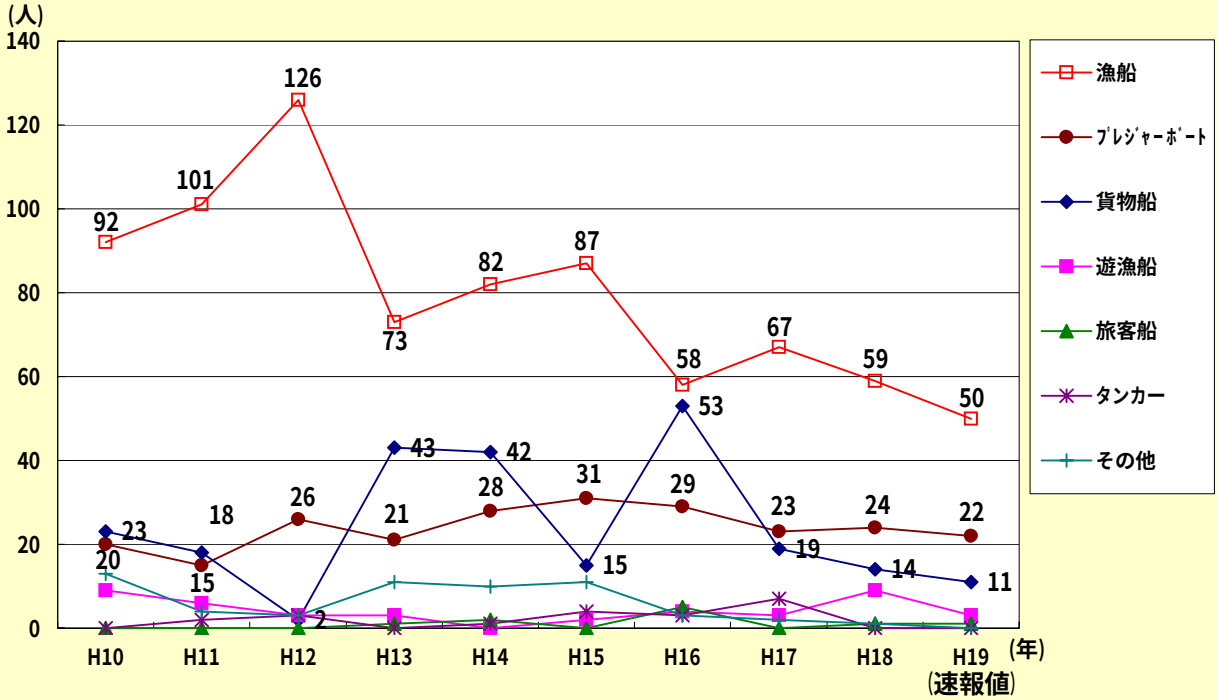

〔5〕海難船舶の救助状況

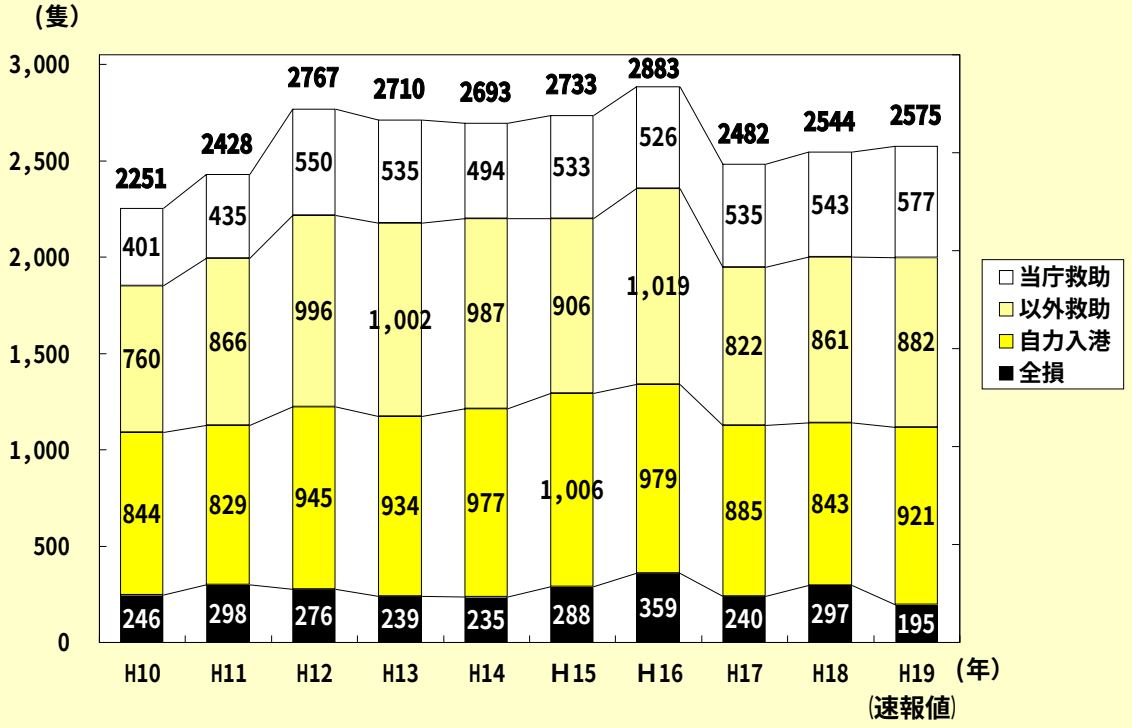

〔6〕海難船舶の乗船者の救助状況

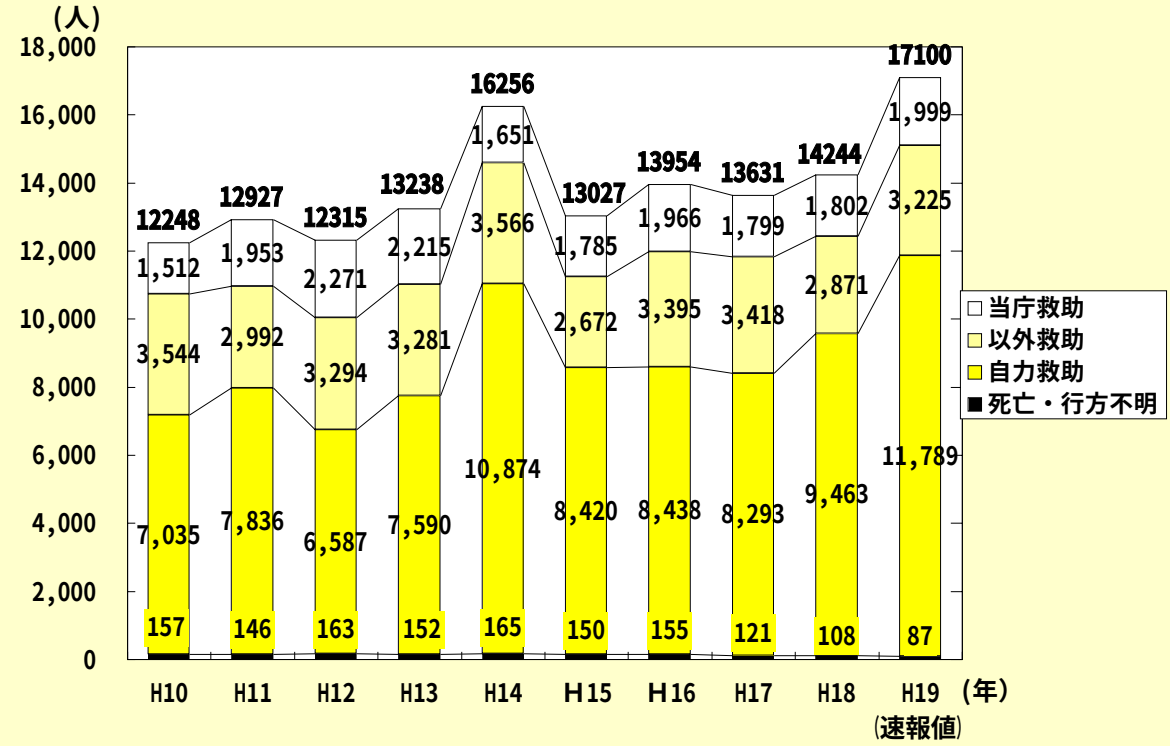

〔7〕人身事故の発生状況

（単位：人）

		平成１８年		平成１９年（速報）		増　減	
事故区分	事故内容	事故者	死者・行方不明者	事故者	死者・行方不明者	事故者	死者・行方不明者
海難によらない乗船者の事故	海中転落	217	153	199	110	△ 18	△ 43
	負傷	435	36	460	27	25	△ 9
	病気	243	68	249	64	6	△ 4
	中毒	12	4	10	2	△ 2	△ 2
	自殺	33	28	31	23	△ 2	△ 5
	その他	31	9	27	11	△ 4	2
	計	971	298	976	237	5	△ 61
マリンレジャーに伴う海浜事故	遊泳中	329	137	332	127	3	△ 10
	磯遊び中	58	32	100	39	42	7
	釣り中	273	106	278	113	5	7
	ｻｰﾌｨﾝ中	60	11	80	7	20	△ 4
	ﾎﾞｰﾄﾞｾｰﾘﾝｸﾞ中	29	1	21	3	△ 8	2
	ｽｷｭｰﾊﾞﾀﾞｲﾋﾞﾝｸﾞ中	47	11	42	17	△ 5	6
	ウェイクボード中	14	0	17	1	3	1
	その他	71	20	54	13	△ 17	△ 7
	計	881	318	924	320	43	2
マリンレジャーに伴わない海浜事故	海中転落	339	208	304	167	△ 35	△ 41
	自殺	648	537	644	510	△ 4	△ 27
	その他	98	56	95	57	△ 3	1
	計	1085	801	1043	734	△ 42	△ 67
総計		2937	1417	2943	1291	6	△ 126

〔8〕海難によらない乗船者の事故の救助状況

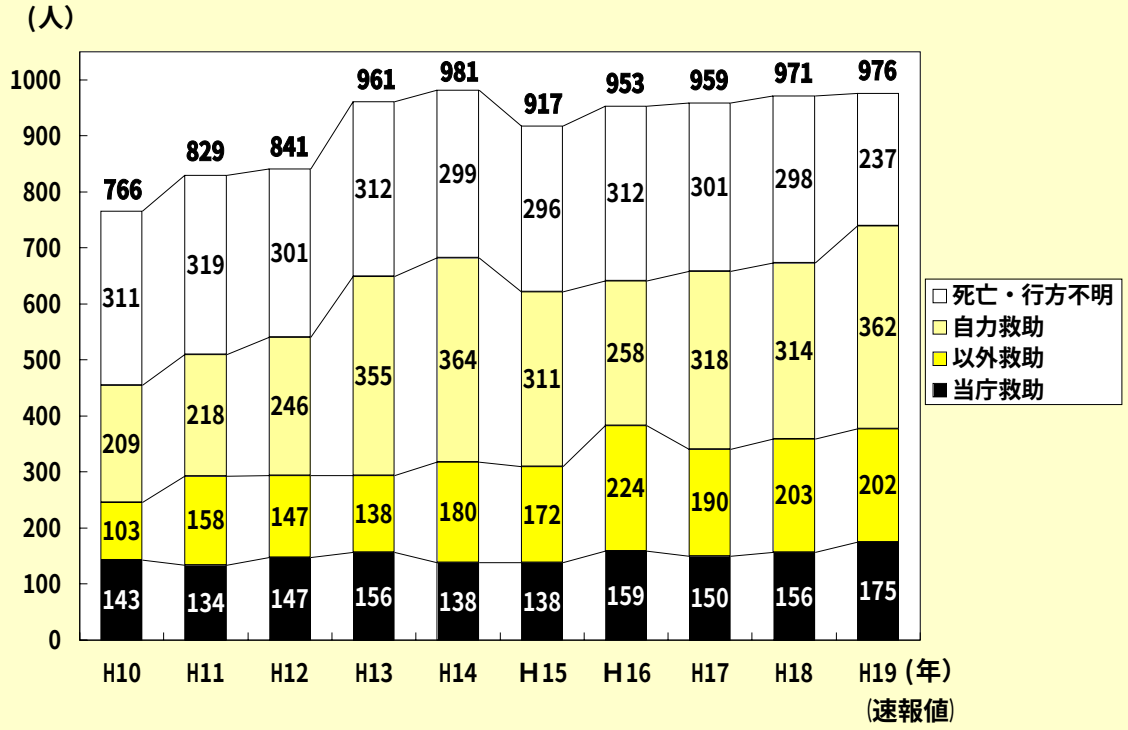

〔9〕海浜事故の救助状況

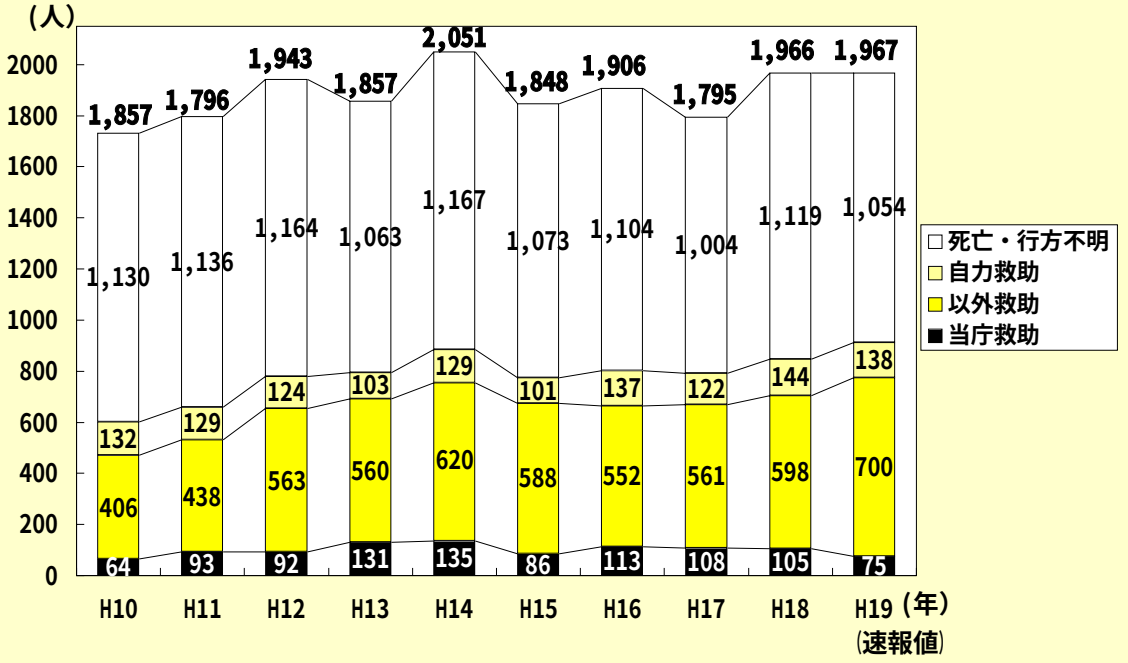

〔10〕船舶からの海中転落者の救命胴衣着用率

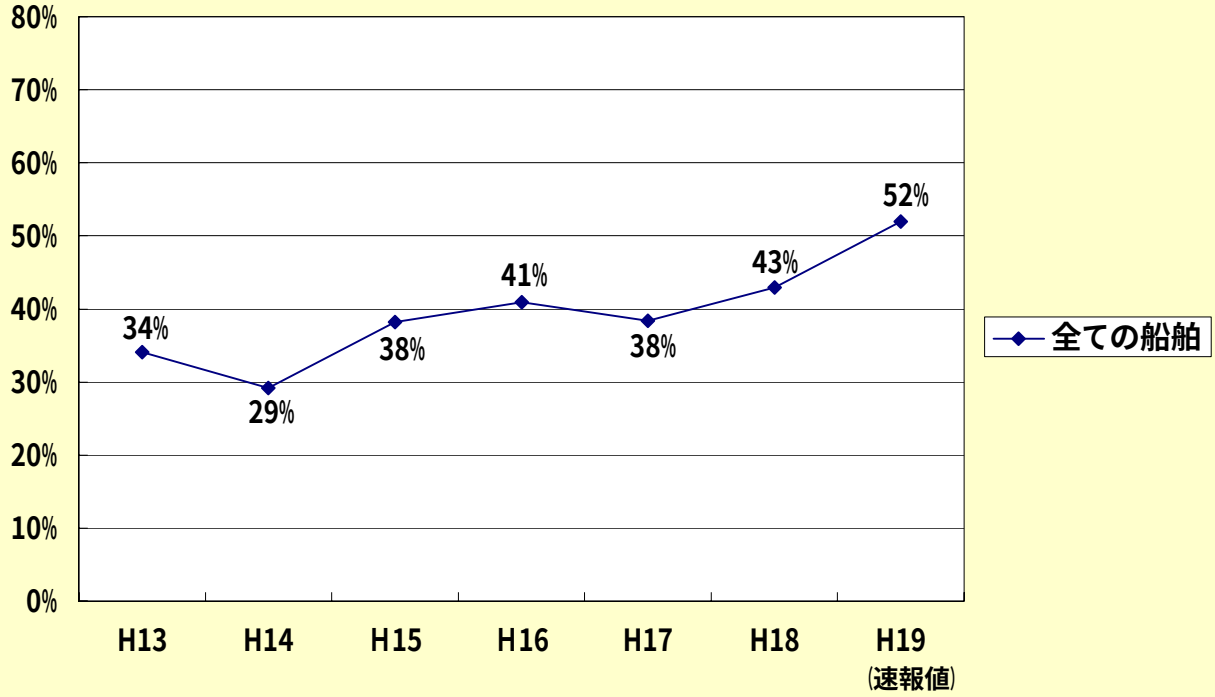

〔11〕船舶からの海中転落者の救命胴衣着用率（船種別）

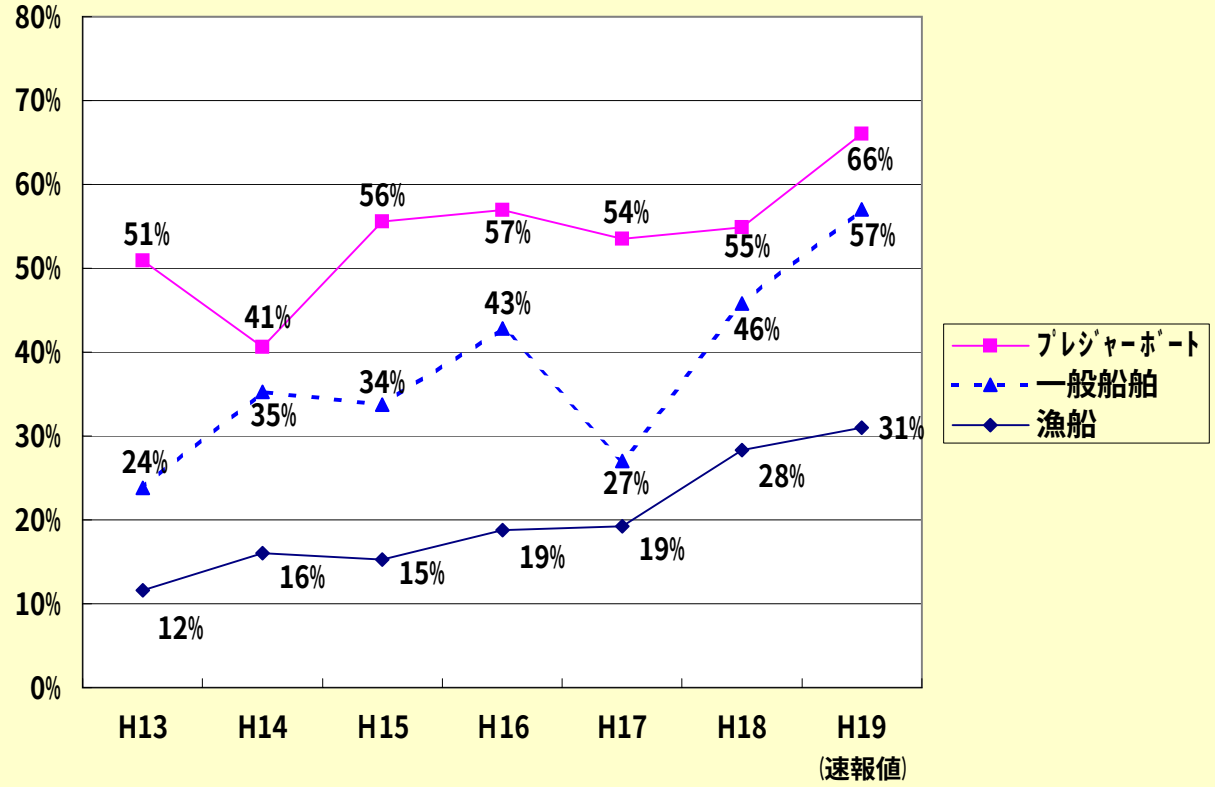

着用率の船種別について
※プレジャーボート：プレジャーボート、遊漁船
※一般船舶：貨物船、タンカー、旅客船、その他の一般船舶

〔12〕昨年発生した主な海難

	発生月・場所	概　　要
1	2月 三重県	外国貨物船 A 号（2016 総トン）は、航行中、荒天及び荷崩れのため浸水・沈没し、乗船者 11 名の内 2 名（負傷）が救助、3 名が遺体となって揚収され、6 名が行方不明となった。
2	3月　青森県	漁船 A 丸（4 総トン）は、僚船 5 隻とともに漁港を出港し、漁場に向かう途中に、うねりを受けて転覆、乗船者 3 名は海中に投出されて行方不明となり、該船は海底に沈没したもの。後日 1 名が遺体で発見された。3 名とも救命胴衣は着用していなかった。
3	5月　三重県	遊漁船 A 丸（3 総トン）は、錨泊して遊漁中、漁港向け航行中の漁船 B 丸（19 総トン）と衝突し、遊漁船 A 丸の乗船者（船長及び釣客 1 名）2 名が海に投げ出され釣客は死亡、船長は行方不明となった。2 名とも救命胴衣は着用していなかった。
4	5月 神奈川県	旅客船 A 丸（ジェットホイル 279 総トン）は、航行中、荒天のため船首部が波の谷間に突っ込み、その衝撃及び窓ガラスが破損したため、乗客 27 名が負傷した。（乗員 5 名、乗客 207 名）
5	5月 岩手県 富山県	ディンギー型ヨットが競技中に強風のため航行不能となり、救助されたもの。人命等異常なし。（岩手県 8 隻、富山県 16 隻）
6	7月　北海道	漁船 A 丸（163 総トン）は、操業中に船尾付近から火災が発生し、乗船者 7 名のうち 4 名（1 名負傷）は救助されたが、3 名が船内に閉じこめられ、死亡した。
7	8月　北海道	漁船 A 丸（9 総トン）は、海上荒天となったため操業を中断し、漁場から帰港中に左舷側から大波を受け転覆し、乗船者 4 名のうち、2 名は僚船に救助されたが 2 名が行方不明となった。4 名とも救命胴衣は着用していなかった。
8	9月　広島県	ディンギー型ヨット A 丸（船体長 3.44 m）は、航行中バランスを崩し横転し、乗船者 6 名が海に投げ出され、4 名が救助されたが 2 名が死亡した。乗船者 6 名のうち、4 名（死亡した 2 名を含む。）が救命胴衣を着用していなかった。
9	12月　宮城県	漁船 A 丸（66 総トン）は、船首から大波を受け、浸水・転覆し、乗船者 7 名のうち、3 名は僚船に救助されたが 4 名が死亡・行方不明となった。死亡・行方不明となった 4 名は救命胴衣を着用していなかった。

〔13〕自己救命策が活用された事例

	発生月・場所	概　　要
1	4月　新潟県	釣り人２名は、海岸から手漕ぎゴムボートで沖合の岩場に渡り磯釣りをしていたところ、風が強くなり波が高くなってきた。このため海岸に戻ろうとゴムボートに乗り移る際、体のバランスを崩して２名とも海中へ転落し、ゴムボートは風潮流により沖合へ流された。 海中転落した２名は、**ライフジャケットを着用していたことから**自力で岩場の安全な場所に這い上がり救助を待っていたところ、同状況を見ていた**釣り人が１１８番へ通報**し、当庁と消防の協力によって岩場に孤立した２名は無事救助された。
2	8月 三重県	海岸に漂着しているヨットが発見され、当庁では乗船者１名が海中転落したものと判断し、巡視船艇、航空機により付近海域の捜索活動を開始した。翌朝、捜索中、約１８時間もの長時間にわたり海上を漂流中のヨット乗組員1名は、航行中の客船により無事救助された。 発見された乗船者は、航行中に誤って海中に転落したが、**ライフジャケットを着用していたため、長時間にわたり浮力を確保することができ、無事に救助され生還することができた。**
3	12月 京都府	２名はプレジャーボートに乗船して出港し、沖合いで釣りをしていたところ、乗船者が立ち上がった際にバランスを崩して転覆し２名とも海に投げ出された。２名は付近の岩場に這上がり、うち**１名が防水機能付き携帯電話を所持していたことから消防本部に通報**し、水難救済会所属船が現場に到着し２名は無事救助された。 **２名はライフジャケットを着用し、かつ防水機能付き携帯電話を所持していたことから、約１時間での早期救助が可能となった。**

※　自己救命策については、当庁では次の３つの事項を「自己救命策３つの基本」として海中転落の際、自己の命を守るために重要な手段として周知啓発を推進しています。

①ライフジャケットの常時着用

②防水パック入り携帯電話等、連絡手段の確保

③１１８番の有効活用